平成２８年（フ）第２５号
長崎県北松浦郡佐々町口石免411番地１
コーポ口石201号、前住所長崎県北松浦郡佐々町須崎免437番地
債務者　坂本　千鶴
１　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８４９号
大阪府高槻市月見町４番１号
破産者　藤山　　勲
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２２号
北九州市八幡東区西本町２丁目９－５ピエドラブランカ西本町204、住民票上の住所鹿児島市武岡５丁目30番77―34号
破産者　西　　健男
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９号
和歌山県岩出市船戸1110―33、住民票上の住所和歌山県岩出市吉田293番地の９
破産者　殿原　　實
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４４号
和歌山市六十谷809番地
破産者　しおじ呉服店こと　塩路三喜子
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８号
広島市安佐南区高取北４丁目15番19号
破産者　**廣**瀬　靖史
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３号
岡山県岡山市南区浜野３丁目14番11号　グレート・ベアーＢ202、旧住所広島県福山市加茂町字中野700番地166
破産者　桑田　　稔
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第８号
山梨県甲府市住吉３丁目２番１号
破産者　岩間　正夫
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９２号
札幌市西区宮の沢３条５丁目15番20号
破産者　小島　　論
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５８号
広島市安佐南区緑井１丁目15番29―1202号
破産者　師岡真由美
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５９号
福岡県小郡市二森244番地20、開始決定時の住所福岡県久留米市北野町今山389番地
破産者　穴井　豊明
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目８番21号、開始決定時の住所福岡県久留米市荒木町白口438番地
破産者　永田　邦男
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６６号
大分市上野丘１丁目11番10号（ヒルサイドテラス上野丘602）
破産者　江藤　　郁
１　決定年月日　平成28年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
横浜市南区永田北３丁目１番26―201号、開始決定時の住所横浜市南区永田東３丁目17番34―503号
破産者　池川　公二
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０号
岐阜市向加野２丁目20番43号
破産者　大野　正宏
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０８号
岐阜市東鶉５丁目174番地２
破産者　日比野幸宣
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５号
静岡県浜松市西区舘山寺町2386番地の２、開始決定時の住所静岡県浜松市西区舘山寺町2218番地
破産者　山崎　謙次
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係